

株 主 各 位

第22回定時株主総会資料  
(交付書面省略事項)

ソニーフィナンシャルグループ株式会社

## 2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

### 事業報告

業務の適正を確保するための体制	3
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	5

### 連結計算書類

連結貸借対照表	7
連結損益計算書	8
連結株主資本等変動計算書	9
連結注記表	10

### 計算書類

貸借対照表	37
損益計算書	38
株主資本等変動計算書	39
個別注記表	40

### 監査報告

会計監査人の会計監査報告（連結計算書類）	46
会計監査人の会計監査報告（計算書類）	48
監査委員会の監査報告	50

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定にもとづき、書面交付請求をいただいた株主様にお送りした書面には記載しておりません。

## 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）および当該体制の運用状況の概要

### I 業務の適正を確保するための体制

当社は会社法及び同法施行規則に基づいた「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会において定め、当方針に基づいて内部統制システムを構築し、運用しております。

#### 内部統制システム構築の基本方針

### 1. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、グループの全ての活動の原点・指針となるものとして企業理念を定め、グループの役員、社員への浸透に努めるとともに、その実現に向けた取り組みを推進する。
- ②当社は、グループ経営を統括し、グループ企業価値の最大化の責務を果たすべく、当社が株式を直接保有する子会社に対し株主権を適切に行使する。
- ③当社は、金融持株会社として当社が株式を直接保有する子会社との間で経営管理契約を締結し、子会社に対しグループ共通の基本方針の遵守及び子会社を含むグループの業務の適正を確保するために必要な事項に関し当社の事前承認及び報告を求めるなど、当該契約に基づく経営管理を行い、グループ全体としての適切な経営管理の態勢構築・遂行に責任ある役割を果たす。
- ④当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針に基づき、当社及び子会社がグループ経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引等を開始する場合は、事前にそれらの取引等の適切性・適法性の観点から所要の確認を行う。
- ⑤当社の内部監査部門は、子会社の内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、子会社の内部監査及び外部監査の結果を監視し検証する。

### 2. 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、法令等遵守の基本方針として行動規範を定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。
- ②当社は、法令等遵守の具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアル、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定める。
- ③当社は、コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンス・プログラムの推進に取り組む。コンプライアンス担当部署は、定期的にコンプライアンス・プログラムの進捗状況を取締役会に報告する。
- ④当社は、「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」を定め、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するものとし、同方針を実現するために必要な態勢を整備する。
- ⑤当社は、社内通報制度を定め、その利用方法を当社の役員、社員及び子会社に周知する。社内通報制度は、経営方針、事業活動あるいはその他の行為が法令等に違反している（あるいは違反のおそれがある）と考える場合に社員等の通報者が専用窓口を通じて直接通報することができ、かつ、その通報者に対する不利益な措置が禁止されることを定める。
- ⑥当社は、グループの情報セキュリティポリシーを定め、顧客情報を含むグループの情報資産等の管理を適切に行うための態勢を整備する。
- ⑦当社は、グループの利益相反管理方針を定め、顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引の適切な管理を行うため、所要の態勢を構築する。
- ⑧当社は、他の業務執行部門から独立した内部監査担当部署を設置する。内部監査担当部署は、監査委員会及び会計監査人と連携・協力のうえ、独立及び客観的立場から内部統制システムの整備・運用状況を監視、検証し、定期的に内部監査の状況を監査委員会に報告する。
- ⑨当社は、グループの内部監査に係る基本方針及び内部監査規則を定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。

### 3. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、記録保管規則を定め、取締役会、経営会議及び裁決の記録等執行役の職務の執行に係る文書を法令及び当該規則等に従い適切に保存し管理する。

### 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、当社グループのリスク管理の基本方針として、リスク管理基本規則を定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。
- ②当社は、リスク管理担当部署を設置し、当社及び子会社の規模、特性、業務内容に応じて異なるリスクを適切に管理する。リスク管理担当部署は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。

- ③当社は、当社グループの直面するリスクに見合った十分な自己資本を確保し適切な資本配賦等を行うため、子会社の自己資本充実度を評価し、必要に応じて、自己資本充実に向けた施策を実施する。
- ④当社は、当社グループの危機発生時に迅速な対応と適切なリスク軽減措置を講じる体制を整備するため、グループの事業継続リスク管理に関する基本方針及びコンティンジェンシー・プランを定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。

#### 5. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、決裁規則等の社内規程を定め、職務の執行を効率的に行うために適切な態勢を構築する。
- ②当社は、会社の重要な業務の執行に係る事前審議等を行う機関として経営会議を設置する。
- ③当社は、事業計画管理規則を定め、単体及び連結の中期事業計画・年度事業計画を策定・管理し、また定期的に事業計画の進捗状況を確認する。

#### 6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針に基づき、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を整備する。

#### 7. 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査委員会からその職務を補助すべき社員の配置要請があった場合には、当該社員を速やかに任命する。

#### 8. 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性に関する事項

- ①監査委員会の職務を補助すべき社員の任免及び人事考課については監査委員会の事前の同意を必要とする。
- ②監査委員会の職務を補助すべき社員は、監査委員会の指揮命令があるときは、専らそれに従わなければならない。

#### 9. 取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

- ①取締役（監査委員である取締役を除く。以下9.において同じ。）、執行役及び社員は、監査委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに報告する。
- ②取締役、執行役及び社員は、当社又は当社の子会社の業務又は財務の状況に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、ただちに監査委員に報告する。なお、その報告者に対する不利益な措置は禁止し、その旨を当社の役員、社員及び子会社に周知する。
- ③取締役、執行役及び社員は、社内通報制度を利用した通報を受理したときは、ただちに監査委員会に報告する。

#### 10. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表執行役は、監査委員会との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査の環境整備に必要な措置をとる。
- ②当社は、監査委員がその職務の執行のために弁護士、公認会計士その他社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託することなどに係る所要の費用又は債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、その費用又は債務を負担する。

## II 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### コンプライアンスに関する運用状況の概要

取締役会は、法令等遵守の基本方針である行動規範を定め、当社の役員、社員及びグループ各社に周知しております。さらに取締役会は、法令等遵守の具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアルを定めるとともに、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを毎年度定めており、その推進を担当するコンプライアンス担当部署（法務・コンプライアンス部）を設置しております。当年度のコンプライアンス・プログラムについても、前年度の実施結果や事業環境変化等を踏まえ、取締役会が策定し、その実施状況は取締役会、監査委員会及び経営会議へ四半期ごとに報告されました。また、グループ各社のコンプライアンス・プログラム実施状況等について所要の確認等を行うことを目的としたコンプライアンス連絡会議を開催しました。加えて、コンプライアンス意識の更なる醸成のため、当社社長から役員、社員に向けたコンプライアンスにかかるトップメッセージの発信や当社の役員、社員を対象としたコンプライアンス研修（eラーニングなど）を実施しました。

取締役会は、反社会的勢力排除に関するグループ基本方針を定めており、当社及びグループ各社における反社会的勢力への対応に係る態勢の整備状況を確認しました。

取締役会は、グループの利益相反管理方針を定めており、当年度のコンプライアンス・プログラムに基づいて、グループ各社における顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理する態勢の整備状況を確認しました。

取締役会は、当社及びグループ各社の役員及び社員等が、会社の方針、事業活動その他の行為について法令等に違反していると考えた場合に通報することができる独立した外部通報窓口を設けており、その利用方法及び通報者に対する不利益な措置の禁止を当社の役員、社員及びグループ各社に周知しております。

### 内部監査体制の運用状況の概要

当社は、内部監査規則を定めており、他の業務執行部門から独立した内部監査担当部署（監査部）を設置しております。内部監査担当部署は、監査委員会や会計監査人と連携しながら当社の内部統制システムの整備・運用状況を監視及び検証するとともに、グループ各社における内部監査の実施状況についてもモニタリングを行い、監査委員会へ報告しました。

### リスク管理に関する運用状況の概要

当社は、グループのリスク管理の基本方針としてリスク管理基本規則を定め、当社の役員、社員及びグループ各社に周知しております。また当社は、リスク管理担当部署（総合リスク管理部）を設置し、当社及びグループ各社の規模、特性、業務内容に応じて異なるリスクの適切な管理を図っております。リスク管理担当部署は、グループ各社における経営会議報告事項を中心にモニタリングした内容を取締役会等へ四半期ごとに報告したほか、グループ各社との間でリスク管理会議を開催し、当社及びグループ各社が管理すべきリスクに関して、適宜、グループのリスク管理態勢の強化に向けた意見交換を行いました。当年度においては主に、リスク計量に関する妥当性検証、制度変更等に関する情報収集や対応の方向性、システム障害、個人情報管理に関して、グループ各社と議論しました。また、グループ各社のリスク管理委員会等にも適宜陪席し、モニタリングを行いました。グループの事業継続リスクに関しては、グループ各社の事業継続リスクの管理態勢を継続的に強化していくため、事業継続リスク管理に関する方針を含むコンティンジェンシー・プランを定め、当社の役員、社員及びグループ各社に周知するとともに、各社における態勢強化に向けた取り組みについてモニタリングしました。また、オペレーショナル・レジリエンスの観点でも各社と議論を行っています。

経営層で構成されるISC（Information Security Committee）は、当社及びグループ各社の情報セキュリティ管理を統括するソニーフィナンシャルグループの情報セキュリティ担当役員から、定期的に情報セキュリティ管理状況の報告を受け、当社及びグループ各社の情報資産に対するセキュリティ管理の高度化に取り組んでおります。

### 取締役の効率的な職務執行を確保するための体制に関する運用状況の概要

当社は、指名委員会等設置会社であり経営の監督と執行を分離しております。取締役会は、職務の執行を効率的かつ適切に行う態勢を構築するため、決裁規則等の社内規則を定めるとともに、会社の重要な業務の執行に係る決定を執行役に委任しております。また、取締役会は、中期的な経営目標・経営方針・事業戦略・資本政策などを策定し、取締役会で進捗状況を定期的に確認しております。

### 財務報告の信頼性を確保するための体制に関する運用状況の概要

当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針に基づき、財務報告に係る内部統制の整備・運用を行うとともに、改善等が必要となった場合は速やかに対策を講じております。

### **グループの経営管理体制に関する運用状況の概要**

取締役会は、内部統制システム構築の基本方針を定め、コンプライアンス、リスク管理、財務報告の信頼性の確保など、それぞれの態勢構築及び運用状況を監督しております。また、当社は、金融持株会社としてグループ各社の経営を管理し、グループ基本方針の遵守や、グループ各社の重要な意思決定について当社の事前承認・報告を求めることなどにより、グループの経営の適切性の確保を図っております。

また、当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針を定め、グループ各社がグループ経営に影響を与える可能性のあるグループ内取引を行う場合、代表執行役がその適切性・適法性を確認のうえ決裁を行っているほか、当社及びグループ各社がソニーグループ株式会社及びその子会社との取引を行う場合は、当該取引の必要性及び当該取引の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認しております。

### **監査委員の職務執行について**

監査委員会は、執行役、社外取締役と定期的に情報・意見を交換しているほか、内部監査担当部署及び会計監査人と三様監査意見交換会を開催しております。常勤監査委員は、取締役会、経営会議などの会議体へ参加し、適宜情報収集を図っております。また、コンプライアンス、リスク管理及び内部監査等の内部統制管理の活動状況について四半期毎に監査を実施し、その結果を代表執行役に報告しております。さらに、グループ全体の監査態勢を強化するため、常勤監査委員は、主要3子会社（ソニー生命、ソニー損保およびソニー銀行）の監査役を兼ね各社の取締役会に出席しているほか、グループ各社の常勤監査役と連絡会を開催しております。

当社は、監査委員の職務を補助すべき社員を任命するとともに、当該社員の任免及び人事考課については監査委員の同意を得ることとすることで、当該社員の独立性を確保しております。また、当社は、取締役及び社員が当社又はグループ各社の業務又は財務の状況に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、及び内部監査結果や社内通報制度を利用した通報を受領したときは、その内容をただちに監査委員へ報告する態勢を整備しております。そのほか、監査委員の監査が実効的に行われることを確保するため、当社は、監査委員の職務の執行について生じる費用については、職務の執行に必要でない認められる場合を除いて当社が負担することとしております。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び預貯金	366,636	保険契約準備金	16,314,317
コールローン及び買入手形	116,826	支払備金	122,496
買入金銭債権	88,915	責任準備金	16,188,706
金銭の信託	36,704	契約者配当準備金	3,115
有価証券	18,558,566	代理店借	4,276
貸出金	3,828,729	再保険借	32,927
有形固定資産	106,470	預金	4,600,113
土地	56,428	コールマネー及び売渡手形	175,094
建物	26,962	売現先勘定	395,306
リース資産	21,287	債券貸借取引受入担保金	654,797
建設仮勘定	73	借入金	520,251
その他の有形固定資産	1,718	外国為替	1,669
無形固定資産	82,111	社債	180,500
ソフトウェア	79,585	その他の負債	244,103
のれん	2,496	賞与引当金	6,859
リース資産	0	退職給付に係る負債	37,047
その他の無形固定資産	29	価格変動準備金	7,257
再保険貸	74,892	持分法適用に伴う負債	3,383
外国為替	2,839	<b>負債の部合計</b>	<b>23,177,906</b>
その他の資産	367,581	(純 資 産 の 部)	
退職給付に係る資産	12,755	資本	20,029
繰延税金資産	166,013	資本剰余金	131,309
貸倒引当金	△1,852	利益剰余金	587,236
		自己株式	△9,900
		株主資本合計	728,674
		その他の有価証券評価差額金	△101,313
		繰延ヘッジ損益	271
		土地再評価差額金	△2,720
		退職給付に係る調整累計額	3,966
		その他の包括利益累計額合計	△99,795
		株式引受権	168
		新株予約権	212
		非支配株主持分	24
		<b>純資産の部合計</b>	<b>629,284</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>23,807,190</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>23,807,190</b>

# 連結損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>経 常 収 益</b>	<b>2,871,029</b>
<b>生 命 保 険 事 業</b>	<b>2,531,621</b>
保険料等収入	1,983,336
保 険 料	1,886,066
再 保 険 収 入	97,269
資産運用収益	500,528
利息及び配当金等収入	226,149
金銭の信託運用益	0
有価証券売却益	448
有価証券償還益	24
為 替 差 益	132,550
その他運用収益	16
特別勘定資産運用益	141,339
その他経常収益	47,756
<b>損 害 保 険 事 業</b>	<b>191,320</b>
保険引受収益	188,975
正味収入保険料	188,852
積立保険料等運用益	123
資産運用収益	2,206
利息及び配当金収入	2,330
積立保険料等運用益振替	△123
その他経常収益	138
<b>銀 行 事 業</b>	<b>129,839</b>
資金運用収益	117,638
貸 出 金 利 息	49,865
有価証券利息配当金	60,235
コールローン利息及び買入手形利息	83
預 け 金 利 息	4,508
金利スワップ受入利息	2,339
その他の受入利息	605
役務取引等収益	10,179
その他業務収益	73
その他の業務収益	73
その他経常収益	1,948
<b>そ の 他</b>	<b>18,247</b>
その他経常収益	18,247
<b>経 常 費 用</b>	<b>2,786,444</b>
<b>生 命 保 険 事 業</b>	<b>2,478,374</b>
保険金等支払金	1,434,696
保 険 金	151,144
年 金	24,273
給 付 金	236,736
解 約 返 戻 金	715,094
そ の 他 返 戻 金	5,880
再 保 険 料	301,567
責任準備金等繰入額	462,755
支 払 備 金 繰 入 額	1,893
責 任 準 備 金 繰 入 額	460,861
契約者配当金積立利息繰入額	0
資産運用費用	278,487
支 払 利 息	23,098
有価証券売却損	218,829
有価証券償還損	21
金融派生商品費用	31,271
賃貸用不動産等減価償却費	1,128
その他運用費用	4,138
事 業 費	217,251
その他経常費用	85,183

科 目	金 額
<b>損 害 保 険 事 業</b>	<b>177,791</b>
保険引受費用	133,221
正味支払保険金	102,243
損害調査費	12,614
諸手数料及び集金費	990
支払備金繰入額	4,321
責任準備金繰入額	13,049
その他保険引受費用	1
資産運用費用	12
有価証券売却損	0
その他運用費用	11
営業費及び一般管理費	44,538
その他経常費用	18
<b>銀 行 事 業</b>	<b>111,341</b>
資金調達費用	53,757
預 金 利 息	42,553
コールマネー利息及び売渡手形利息	2,189
売 現 先 利 息	7,838
借 用 金 利 息	328
社 債 利 息	5
その他の支払利息	841
役務取引等費用	20,492
その他業務費用	4,524
営業経費	32,001
その他経常費用	564
<b>そ の 他</b>	<b>18,938</b>
その他経常費用	18,938
<b>経 常 利 益</b>	<b>84,584</b>
<b>特 別 利 益</b>	<b>635</b>
国 庫 補 助 金	186
固定資産等処分益	446
新株予約権戻入益	2
<b>特 別 損 失</b>	<b>4,447</b>
固定資産等処分損	702
減 損 損 失	27
価格変動準備金繰入額	2,858
その他特別損失	859
契約者配当準備金繰入額	2,027
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>78,744</b>
法人税及び住民税等	27,791
法人税等調整額	△4,544
<b>法 人 税 等 合 計</b>	<b>23,246</b>
<b>当 期 純 利 益</b>	<b>55,497</b>
<b>非支配株主に帰属する当期純利益</b>	<b>△0</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>55,498</b>

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計	その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益
当 期 首 残 高	20,029	191,259	531,737	-	743,026	△73,110	290
当 期 変 動 額							
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	55,498	-	55,498	-	-
自己株式の取得	-	-	-	△69,850	△69,850	-	-
自己株式の処分	-	92	-	△92	-	-	-
自己株式の消却	-	△60,042	-	60,042	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	△28,202	△18
当 期 変 動 額 合 計	-	△59,949	55,498	△9,900	△14,351	△28,202	△18
当 期 末 残 高	20,029	131,309	587,236	△9,900	728,674	△101,313	271

	その他の包括利益累計額				株式引受権	新株予約権	非支配株主持分	純 資 産 計
	土地再評価 差 額	退職給付に 係る累 計	給付に 調整 額	その 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計				
当 期 首 残 高	△2,720	2,252	△73,287	-	16	-	669,754	
当 期 変 動 額								
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	-	55,498	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△69,850	
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	
自己株式の消却	-	-	-	-	-	-	-	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	1,713	△26,508	168	196	24	△26,118	
当 期 変 動 額 合 計	-	1,713	△26,508	168	196	24	△40,470	
当 期 末 残 高	△2,720	3,966	△99,795	168	212	24	629,284	

## 連結計算書類の連結注記表

### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社 11社

###### 会社名

- ソニー生命保険株式会社
- ソニーライフ・コミュニケーションズ株式会社
- ソニー損害保険株式会社
- ソニー銀行株式会社
- ソニー・ライフケア株式会社
- ライフケアデザイン株式会社
- プラウドライフ株式会社
- ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社
- SFV・GB投資事業有限責任組合
- ソニーフィナンシャルベンチャーズ&グローバル・ブレインフロンティア株式会社
- ソニーフィナンシャルベンチャーズ&グローバル・ブレインフロンティア投資事業有限責任組合（2025年12月1日付でSFV・GB2号投資事業有限責任組合より商号変更）

##### (2) 非連結子会社

###### 主要な会社名

主要な非連結子会社はありません。

非連結子会社は、総資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

##### (3) 連結の範囲の変更

ベンチャーキャピタル事業会社であるソニーフィナンシャルベンチャーズ&グローバル・ブレインフロンティア株式会社は、新規設立により、当連結会計年度から新たに連結の範囲に含めております。同社の業績については、連結損益計算書上、「その他」に含めて区分しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法適用の関連会社 3社

###### 会社名

- ビー・エックス・ジェイ・イー・ワン・ホールディング株式会社
- SP.LINKS株式会社（2025年10月1日付でソニーペイメントサービス株式会社より商号変更）
- ETCソリューションズ株式会社

##### (2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社

###### 主要な会社名

主要な非連結子会社及び関連会社はありません。

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. のれんの償却に関する事項

のれんについては、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

## 5. 会計方針に関する事項

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（現金及び預貯金、買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券及び「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号 平成12年11月16日。以下「業種別監査委員会報告第21号」）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては時価法（売却原価の算定は移動平均法）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。ただし、一部の連結子会社が保有する外貨建債券については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については、為替差損益として処理する方法を採用しております。

責任準備金対応債券のリスクの管理方針の概要は、次のとおりであります。

生命保険子会社の個人保険・個人年金保険に設定した小区分（保険種類・残存年数等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、業種別監査委員会報告第21号に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

また、生命保険子会社において、当連結会計年度より、より適切な資産・負債の総合管理（ALM）の実施を目的として、小区分の対象とする負債キャッシュ・フローの残存年数の見直しを実施しております。この変更による損益への影響はありません。

### (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

### (3) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年 その他 2～20年

### (4) 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（概ね5年）に基づく定額法により償却しております。

### (5) リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (6) 貸倒引当金の計上方法

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」）に対する債権、実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」）に対する債権及び時価が著しく下落した預託保証金等については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額等を控除した回収不能見込額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」）に対する債権については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。

### (7) 賞与引当金の計上方法

従業員への賞与の支給に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

### (8) 価格変動準備金の計上方法

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。

② 過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

連結決算日の為替相場により円換算しております。

(11) ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ又は金利スワップの特例処理によっております。固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」）に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。変動金利の貸出金のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別委員会実務指針第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。短期固定金利の預金に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別委員会実務指針第24号に基づき一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券及び満期保有目的の債券に区分している債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、債券先物及び金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。これらについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析により、ヘッジの有効性を評価しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っている取引については、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

(12) 消費税及び地方消費税の会計処理方法

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害保険子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、主として、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

(13) 保険料等収入の会計処理

生命保険事業における保険料は、原則として、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する責任に相当する部分については、保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金のうち未経過保険料として積み立てております。

(14) 保険金等支払金及び支払備金の会計処理

生命保険事業における保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したものの、又は、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

(15) 再保険収入及び再保険料の会計処理

生命保険事業における再保険収入は、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る保険金等として支払った金額のうち再保険に付した額を、当該保険金等の支払時に計上しております。なお、修正共同保険式再保険については、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。

生命保険事業における再保険料は、再保険協約書に基づき合意された再保険料を、元受保険契約に係る保険料の収納時又は当該協約書の締結時に計上しております。

また、再保険に付した部分に相当する一部の責任準備金及び支払備金は、保険業法施行規則第71条第1項及び同規則第73条第3項に基づき不積立としております。

(16) 責任準備金の積立方法

保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

- ① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

(17) 既発生未報告支払備金の特別な積立方法

生命保険事業における既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設又は自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」）等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」）第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

（計算方法の概要）

IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての連結会計年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。

(18) グループ通算制度の適用

当社及び国内連結子会社は、ソニーグループ株式会社を通算親法人とするグループ通算制度を適用しておりましたが、2025年10月1日にソニーグループ株式会社の100%子会社ではなくなったため、ソニーグループ株式会社を通算親法人とするグループ通算制度から離脱しております。また、当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度に当社を通算親法人とするグループ通算制度の承認申請を行い、翌連結会計年度より、当社を通算親法人とするグループ通算制度を適用することとなったため、当連結会計年度よりグループ通算制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

**(重要な会計上の見積りに関する注記)**

1. レベル3の時価に分類される証券化商品の時価評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有価証券（証券化商品） 537,716百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

相場価格が入手できないため、時価の算定に重要な観察できないインプットを用いている証券化商品については、取引金融機関等の第三者から入手した価格を用いて時価を算定しております。当該証券化商品の評価にあたっては、観察可能なインプットを最大限加味した割引現在価値法により時価が算定されています。

② 主要な仮定

当該証券化商品の時価の算定にあたり、クレジット・スプレッドをはじめとする重要な観察できないインプットを用いております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

レベル3の時価に分類される証券化商品の時価は見積りの不確実性が高く、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## (未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)等

### (1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

### (2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響は、現時点で評価中であります。

(後発事象に関する会計基準等)

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)等

### (1) 概要

本会計基準等は、決算日後に発生する後発事象について、監査・保証基準委員会監査基準報告書560実務指針第1号で示されていた「修正後発事象についての基本的な考え方」及び「開示後発事象についての基本的な考え方」を踏襲した上で、その定義および範囲、修正後発事象と開示後発事象の区分ならびにそれぞれの会計処理および開示の取扱いを定めるものであります。

また、後発事象の評価期間の末日を財務諸表の公表の承認日とすることを原則とするとともに、財務諸表の公表の承認日に関する注記の導入等が要求されております。

### (2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

## (追加情報)

(従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社及び当社グループ会社の一定の要件を満たす管理職(以下「対象従業員」)を対象として、株式付与ESOP信託(以下「ESOP信託」)を活用した株式交付制度を導入しております。

### (1) 取引の概要

本制度は、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ESOP信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を、予め定める株式交付規則に基づき、対象従業員に交付及び給付するものです。なお、当該信託が取得する当社株式の取得資金は各対象会社が全額拠出するため、対象従業員の負担はありません。

### (2) 会計処理

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じております。

### (3) 当信託に残存する自社の株式

当社は、信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の連結会計年度末の帳簿価額及び株式数は、4,999百万円及び30,978,900株であります。

## (連結貸借対照表の注記)

1. 担保に供している資産及び担保付債務の額は、次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	1,300,191百万円
貸出金	834,680百万円

担保資産に対応する債務

売現先勘定	395,306百万円
債券貸借取引受入担保金	654,797百万円
借入金	520,100百万円

上記のほか、内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

有価証券	2,006,701百万円
金融商品等差入担保金	4,733百万円
先物取引差入証拠金	65,043百万円

2. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、次のとおりであります。

有価証券	2,619,563百万円
------	--------------

3. 非連結子会社及び関連会社の株式の総額は、次のとおりであります。

株式	1,403百万円
----	----------

4. 保険業法、銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	499百万円
危険債権額	988百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	1,243百万円
合計額	2,730百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

また、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号2024年7月1日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、5,959百万円であります。

6. 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

減価償却累計額	52,294百万円
---------	-----------

7. 保険業法第118条に規定する生命保険子会社の特別勘定の資産の額は、次のとおりであります。なお、負債の額も同額であります。

資産の額	5,829,676百万円
------	--------------

8. 生命保険子会社に係る契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

期首残高	3,121百万円
契約者配当金支払額	2,033百万円
利息による増加等	0百万円
契約者配当準備金繰入額	2,027百万円
期末残高	3,115百万円

9. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債があり、その額は100,000百万円であります。
10. 生命保険子会社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価損部分について税金相当額に評価性引当額を認識したことからその全額を、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
- ・再評価を行った年月日  
2002年3月31日
  - ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出
11. 生命保険子会社及び銀行子会社の当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、次のとおりであります。
- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 融資未実行残高         | 23,322百万円 |
| うち原契約期間が1年以内のもの | 23,322百万円 |

## (連結株主資本等変動計算書の注記)

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	435,100	6,714,257	379,000	6,770,358
自己株式				
普通株式	—	440,911	379,000	61,911

- (注) 1. 2025年8月8日付で普通株式435,100,266株につき7,149,358,214株の割合で株式分割を行っております。  
 2. 発行済株式(普通株式)の増加6,714,257千株は株式分割によるものであります。  
 3. 自己株式(普通株式)の増加は、自己株式の取得440,907千株、単元未満株式の買取り3千株によるものであります。  
 4. 発行済株式(普通株式)及び自己株式(普通株式)の減少は、自己株式の消却379,000千株によるものであります。  
 5. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項  
 (1) 当期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数  
 当期末 30,978千株  
 (2) 当期に増加又は減少した自己株式数に含まれる信託が取得又は売却、交付した自社の株式  
 該当事項はありません。  
 (3) 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当金額  
 該当事項はありません。

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	25,609	3.80	2026年 3月31日	2026年 6月4日

### 3. 当連結会計年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数

普通株式 3,520 千株

### 4. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる 株式の数 (千株)	当連結会計 年度末残高 (百万円)
当社	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	16	0
当社	第2回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	11,044	212
	合計		11,060	212

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

## (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 93円74銭  
 2. 1株当たり当期純利益 7円96銭

(注) 1. 当社は2025年8月8日付で普通株式435,100,266株につき7,149,358,214株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。  
 2. 株式付与ESOP信託が保有する当社株式(当期末30,978千株、期中平均株式数2,631千株)は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、保険業法・銀行法等の規定に基づく生命保険事業、損害保険事業及び銀行事業等を行っております。金融資産（生命保険事業においては、保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定に限る）については、安定的な投資収益の確保のため、公社債・株式・貸出金等の様々な投資資産を保有しております。また、金融負債については、銀行事業において個人顧客からの預金による調達を占めております。このように、当社グループは主として金利・為替等の変動リスクを伴う金融資産及び金融負債を有していることから、金利・為替変動等による不利な影響が生じないように、資産負債の適切なバランスを保つことを目的に、各事業ごとに資産・負債の総合管理（以下「ALM」）を行っております。また、リスクをコントロールする手段として、生命保険事業及び銀行事業においてはデリバティブ取引も行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、主として有価証券、貸出金、預金及びデリバティブ取引であります。これらは金利・為替・株価等の変動により価値が変動して損失を被る市場リスク、信用供与先の財務状況等の悪化により資産の価値が減少又は消失し、損失を被る信用リスクに晒されております。また、市場の混乱等により市場において取引できなかつたり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクにも晒されております。

有価証券は主に国内外の公社債、その他にも国内外株式、組合出資金、ベンチャー企業投資に関連する株式等を保有しております。

貸出金は、生命保険事業における保険約款貸付、銀行事業における個人向けの住宅ローンが中心であります。ただし、保険約款貸付においては貸付額を解約返戻金の範囲内に制限しております。また、住宅ローンにおいては不動産担保等を設定しております。これらにより、貸出金に係るリスクの低減を図っております。

預金は、主として個人顧客からの預金による調達であり、外貨建のものを含んでおります。

生命保険事業におけるデリバティブ取引は、主として金融資産及び負債の市場リスクをヘッジする目的で為替予約取引、株価指数先物取引、株式のトータル・リターン・スワップ取引、債券先物取引、通貨スワップ取引等を行っており、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。なお、外貨建債券の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして債券先物取引にヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計においては、「金融商品に関する会計基準」等に定められた要件に基づき、ヘッジの有効性の評価を行っております。

銀行事業におけるデリバティブ取引は、金融資産及び負債の市場リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引等を行っております。この内、貸出金、預金及び債券の金利リスクに対しては、金利スワップ取引等をヘッジ手段としてヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計においては、「金融商品に関する会計基準」等に定められた要件に基づき、ヘッジの有効性の評価を行っております。加えて、より一層財務内容の健全性を向上させることを目的として、劣後性資金(社債)の調達を行っております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は「リスク管理基本規則」を制定し、子会社の規模、特性、及び業務内容に応じたリスク管理を行っております。

当社グループのリスク管理に関する具体的な体制等は「リスク管理ガイドライン」に定めており、子会社においてそれぞれ自律的なリスク管理を行っております。当社はリスク管理統括部署によるモニタリング、リスク管理会議の開催などを通じ、子会社のリスク管理状況を把握し、取締役会へ定期的に報告を行っております。

#### ① 信用リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での信用リスク管理は、以下のように行っております。

- (i) 生命保険子会社においては、リスク管理部門が、信用供与先の信用リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。
- (ii) 損害保険子会社においては、資産運用リスクに関する諸規程に従い、有価証券の発行体の信用情報や時価の把握を行い、リスク管理部門がその状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。
- (iii) 銀行子会社においては、信用リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、それぞれの金融資産の特性に応じた信用リスク管理を行っております。個人向け貸出金については、個別案件ごとの与信審査、信用情報管理、担保の設定、問題債権への対応など個人与信管理に関する体制を整備して管理しております。

法人向け貸出金・社債等については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、信用格付け、保証や担保の設定、問題債権への対応など法人与信・市場与信管理に関する体制を整備して管理しております。

更に、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引に関するカウンターパーティリスク等の市場与信リスク管理においては、時価の把握を定期的に行っております。

これらの信用リスク管理並びに与信管理は、リスク管理部門並びに審査部門が行い、その管理状況を、取締役会や経営会議に定期的に報告しております。更に、内部監査部門による監査を実施しております。

#### ② 市場リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での市場リスク管理は、以下のように行っております。

- (i) 生命保険子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しております。
  - (a) 金利リスク  
リスク管理部門が、金利リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、経営会議において対応等の協議を行い、ここで決定されたALMに関する方針に基づき、取締役会において実施状況の把握・確認を行っております。また、金融商品の金利や期間を総合的に把握し、「バリュー・アット・リスク（以下「VaR」）」を用いたリスク量の分析等によりモニタリングを行い、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。
  - (b) 為替リスク  
リスク管理部門が、為替リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。
  - (c) 株式の市場価格変動リスク  
リスク管理部門が、株式の市場価格変動リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。
  - (d) デリバティブ取引  
リスク管理部門が、デリバティブ取引に関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。

- (ii) 損害保険子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しております。
- (a) 金利リスク  
取締役会において決定されたリスク管理方針に基づき、リスク管理方法や手続等の詳細を明記した資産運用リスクに関する諸規程を定めております。これに基づき、リスク管理部門がモニタリングを実施し、その状況を定期的に取り締役会及び経営会議に報告しております。
- (b) 価格変動リスク  
政策投資として取得した株式については、資産運用リスクに関する諸規程に従い、リスク管理部門が市場環境や財務状況等のモニタリングを実施し、その状況を定期的に取り締役会及び経営会議に報告しております。
- (iii) 銀行子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しております。いずれもリスク管理部門において行われ、また、定期的に経営陣による取締役会や経営会議において、リスク管理状況の報告を行っております。更に、内部監査部門による監査を実施しております。
- (a) 金利・為替リスク  
市場リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクを管理しております。市場リスクに関する管理諸規程において、リスク管理方法や手続き等の詳細を明記しており、取締役会にて決定されたALM及びリスク管理に関する方針に基づき、原則として1カ月に1回開催されるALM委員会及びリスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応、リスクの状況等について協議を行っております。日次管理はリスク管理部門において、金融資産及び金融負債の金利や為替レート、期間等を総合的に把握し、VaRや金利感応度分析等により、モニタリング並びに規程の遵守状況等の管理を行っております。なお、金利、為替の変動リスクをヘッジするための金利スワップ、通貨スワップ、為替取引等のデリバティブ取引も行っております。
- (b) 市場価格変動リスク  
有価証券を含む投資商品の保有については、市場リスク並びに市場与信リスクに関する管理諸規程に従い行われております。市場運用部門では外部から有価証券の購入を行っており、審査部門による事前審査、リスク管理部門による投資限度額設定・管理のほか、各部門の継続的なモニタリングを通じて、市場価格変動リスクの管理を行っております。
- (c) デリバティブ取引  
デリバティブ取引に関しては、市場リスクに関する管理諸規程に基づき実施されております。また、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制態勢を整備しております。
- (d) 市場リスクに係る定量的情報  
主要なリスク変数である金利リスク及び為替リスクの影響を受ける主な金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「銀行業における預金」、「デリバティブ取引」となります。  
これらの金融資産及び金融負債におけるVaRの計測にあたっては、観測期間750営業日の金利及び為替の合理的な予想変動幅を用いた当面20営業日の損益に与える影響額をヒストリカル法により算出し、金利及び為替の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当連結会計年度末における当該数値は、99%の信頼区間において9,972百万円となっております。なお、当連結会計年度より、VaRの観測期間を250営業日から750営業日に変更しております。  
当該影響額は、金利及び為替を除くリスク変数が一定の場合を前提としております。また、金利及び為替の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。以上の市場リスク管理は、リスク管理部門を中心に行い、また、その管理状況を、取締役会や経営会議に、定期的に報告しております。更に、内部監査部門による監査を実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での流動性リスク管理は、以下のように行っております。

- (i) 生命保険子会社においては、「流動性リスク管理規程」に則り、各部署からの報告に基づき、経理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新し、資金繰りの管理を行い、リスク管理部門は流動性リスクを管理しております。経理部門及びリスク管理部門は、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的若しくは必要に応じて報告しております。
- (ii) 損害保険子会社においては、流動性リスクに関する諸規程に従い、資金繰り管理部門が資金繰り計画の作成・更新を行い、リスク管理部門がモニタリングを実施し、その状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。
- (iii) 銀行子会社においては、流動性リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、流動性リスクの管理を実施しております。まず、資金繰りリスクの管理については、資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じてフェーズ分けし、各フェーズにおける管理手法、報告方法などを定めるとともに、必要に応じて、ガイドラインなどの設定と見直しを行っております。また、市場流動性リスクの管理については、各種取扱商品に対する市場流動性の状況を把握し、必要に応じて、商品ごとのガイドラインなどの設定と見直しを行っております。これらの流動性リスク管理は、リスク管理部門が行い、また、その管理状況を、取締役会や経営会議に、定期的に報告しております。更に、内部監査部門による監査を実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注3参照）。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

①レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

②レベル2の時価：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

③レベル3の時価：重要な観察可能でないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	62,446	62,446
金銭の信託				
その他の金銭の信託	—	19,984	16,719	36,704
有価証券				
売買目的有価証券				
その他(*1)	—	5,749,799	—	5,749,799
その他有価証券				
国債・地方債	—	1,286,980	—	1,286,980
社債	—	286,350	—	286,350
株式	1,578	—	—	1,578
証券化商品	—	103,526	58,490	162,017
その他	6,996	1,118,405	109,679	1,235,081
デリバティブ取引(*2)(*3)				
金利関連	—	77,059	—	77,059
通貨関連	—	9,525	—	9,525
株式関連	3,805	4,734	—	8,539
債券関連	5,935	—	—	5,935
資産計	18,315	8,656,365	247,336	8,922,018
デリバティブ取引(*2)(*3)				
金利関連	—	43,114	—	43,114
通貨関連	—	7,113	—	7,113
債券関連	3	—	—	3
負債計	3	50,227	—	50,231

(\*1) 主に外国証券及び国内投資信託が含まれております。

(\*2) 連結貸借対照表の「その他資産」及び「その他負債」に含まれております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象と一体として当該ヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(\*3) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は資産40,354百万円、負債3,874百万円となります。

## (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預貯金、コールローン及び買入手形、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	時価				連結貸借対照 表計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
買入金銭債権	—	—	25,491	25,491	26,469	△977
有価証券						
満期保有目的の債券						
国債・地方債	—	3,954,143	—	3,954,143	5,298,879	△1,344,736
社債	—	255,720	49,717	305,438	634,424	△328,986
証券化商品	—	—	479,384	479,384	479,225	158
その他	—	826,935	—	826,935	1,457,689	△630,753
責任準備金対応債券						
国債・地方債	—	573,609	—	573,609	978,994	△405,385
社債	—	165,405	37,033	202,439	358,690	△156,250
その他	—	330,975	—	330,975	618,634	△287,658
貸出金(*)	—	—	3,814,423	3,814,423	3,827,811	△13,387
資産計	—	6,106,791	4,406,050	10,512,841	13,680,820	△3,167,978
預金	—	4,589,708	—	4,589,708	4,600,113	△10,404
借入金	—	514,596	—	514,596	520,251	△5,654
社債	—	108,450	68,485	176,935	180,500	△3,564
負債計	—	5,212,755	68,485	5,281,240	5,300,865	△19,624

(\*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

買入金銭債権

取引金融機関等の第三者から入手した価格を用いて時価を算定しており、入手した価格に使用されたインプットについて観察できないインプットを用いているため、レベル3に分類しております。

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券（債券）については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき、レベル2又はレベル3に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託の時価に関する注記)」に記載しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1に分類しております。主に株式がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2に分類しております。主に国債、地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には主に基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。証券化商品等、相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、国債利回り、クレジット・スプレッド等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3に分類しております。

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。

貸出金

① 銀行事業の貸出金

期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。また、一部のリスク管理債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。これらの取引につきましては、レベル3に分類しております。

② 生命保険事業の保険約款貸付

当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。

③ 一般貸付

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3に分類しております。

預金

要求払預金は、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金は、将来キャッシュ・フローを評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

借入金

元利金の将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル2に分類しております。

社債

市場価格のある社債は市場価格によっており、レベル2に分類しております。市場価格のない社債は将来キャッシュ・フローを評価日時点の市場利子率に自社のプレミアムを加味した利率で割り引いた現在価値を時価とし、レベル3に分類しております。

デリバティブ取引

取引所取引については、取引所における最終価格をもって時価としており、主にレベル1に分類しております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した価格をもって時価としております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であり、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合は、レベル2に分類しております。

なお、取引種別毎のデリバティブ取引に関する注記事項については、「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲
有価証券			
その他有価証券	割引現在価値法	クレジット・スプレッド	0.5% — 3.5%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭債権	金銭の信託	有価証券		合計
		その他の金銭 の信託	その他有価証券		
			証券化商品	その他	
期首残高	14,620	18,447	51,330	93,196	177,594
当期の損益又はその他の包括利益					
損益に計上 (* 1)	—	1,057	531	6,237	7,825
その他の包括利益に計上 (* 2)	△296	△442	△72	△438	△1,249
購入、売却、発行及び決済					
購入	53,500	1,609	43,714	47,430	146,254
売却	—	—	—	—	—
発行	—	—	—	—	—
決済	△5,377	△3,952	△23,558	△27,210	△60,098
レベル3の時価からの振替 (* 3)	—	—	△13,455	△9,534	△22,990
期末残高	62,446	16,719	58,490	109,679	247,336
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価益	—	—	—	—	—

(\* 1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(\* 2) 連結貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(\* 3) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、観察可能なデータが利用可能となったためであります。レベル間の振替は期首時点で認識することとしております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはリスク管理部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

クレジット・スプレッド

クレジット・スプレッドは、基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。

一般的に、クレジット・スプレッドの著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等 (* 1)	3,550
組合出資金 (* 2) (* 3)	6,668
合計	10,219

(\* 1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\* 2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\* 3) 当連結会計年度において、市場価格のない株式等について839百万円、組合出資金について177百万円の減損処理を行っております。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
買入金銭債権	—	623	5,913	82,574
有価証券				
満期保有目的の債券	15,300	47,857	623,191	8,041,146
公社債	15,300	42,700	572,380	5,320,893
国債・地方債	15,200	42,500	562,380	4,698,994
社債	100	200	10,000	621,898
証券化商品	—	—	50,811	428,421
その他	—	5,157	—	2,291,831
責任準備金対応債券	1,045	45,675	213,630	2,195,713
公社債	1,045	45,675	213,630	1,097,050
国債・地方債	—	43,000	166,630	790,200
社債	1,045	2,675	47,000	306,850
その他	—	—	—	1,098,663
その他有価証券のうち満期があるもの	209,758	1,134,783	394,317	1,136,127
公社債	130,974	637,410	274,380	713,235
国債・地方債	104,506	414,200	263,700	673,744
社債	26,468	223,210	10,680	39,491
証券化商品	—	1,107	8,308	152,443
その他	78,784	496,266	111,628	270,447
貸出金 (*)	1,475	40,399	73,282	3,463,910
合計	227,579	1,269,339	1,310,335	14,919,471

(\*) 貸出金のうち、期間の定めのない保険約款貸付233,201百万円及び当座貸越15,541百万円は含めておりません。また有価証券のうち、償還予定額が見込めない354,997百万円は含めておりません。

(注5) 預金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金 (*)	4,390,343	18,217	14,237	8,997	18,097	150,220
借入金	355,151	165,100	—	—	—	—
社債	—	10,000	30,000	40,500	—	100,000
合計	4,745,495	193,317	44,237	49,497	18,097	250,220

(\*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

### (有価証券に関する注記)

※連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権の一部を含めて記載しております。

#### 1. 売買目的有価証券 (単位：百万円)

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額

△221,199

#### 2. 満期保有目的の債券 (単位：百万円)

区分	連結貸借対照表 計上額	時価	差額	
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	公社債	414,326	416,979	2,653
	国債・地方債	414,026	416,675	2,649
	社債	300	304	4
	証券化商品	285,749	286,186	436
	小計	700,076	703,166	3,090
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	公社債	5,518,978	3,842,601	△1,676,376
	国債・地方債	4,884,853	3,537,468	△1,347,385
	社債	634,124	305,133	△328,991
	証券化商品	193,476	193,197	△278
	その他	1,457,689	826,935	△630,753
小計	7,170,143	4,862,735	△2,307,408	
合計	7,870,219	5,565,901	△2,304,317	

#### 3. 責任準備金対応債券 (単位：百万円)

区分	連結貸借対照表 計上額	時価	差額	
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	公社債	1,337,685	776,049	△561,636
	国債・地方債	978,994	573,609	△405,385
	社債	358,690	202,439	△156,250
	その他	618,634	330,975	△287,658
	小計	1,956,319	1,107,024	△849,294
合計	1,956,319	1,107,024	△849,294	

## 4. その他有価証券

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
公社債	421,506	416,957	4,548
国債・地方債	421,506	416,957	4,548
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	1,578	285	1,292
証券化商品	93,804	93,527	277
その他	749,745	675,913	73,832
小計	1,266,634	1,186,684	79,950
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
公社債	1,151,824	1,324,493	△172,669
国債・地方債	865,474	1,026,378	△160,903
社債	286,350	298,115	△11,765
証券化商品	68,212	68,336	△124
その他	547,782	572,534	△24,751
小計	1,767,820	1,965,365	△197,545
合計	3,034,454	3,152,049	△117,594

5. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券  
該当事項はありません。

6. 当連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券

(単位：百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	128,327	－	134,297
国債・地方債	128,327	－	134,297
合計	128,327	－	134,297

7. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	119,665	467	42,097
国債・地方債	115,019	467	38,335
社債	4,645	－	3,761
株式	486	101	－
その他	92,113	84	43,326
合計	212,264	653	85,423

8. 保有目的を変更した有価証券

生命保険子会社において、当連結会計年度に、個人有配当保険・年金保険商品区分に属する満期保有目的の債券(変更時点の連結貸借対照表計上金額793,331百万円)をその他有価証券に変更しております。これはALM(資産・負債の総合管理)を目的とした債券の入れ替え等をより機動的に実施するために変更したものであり、区分変更後、当該債券の一部を売却しております。

この変更により、当連結会計年度末の有価証券が122,911百万円減少、繰延税金資産が35,558百万円増加、その他有価証券評価差額金が87,353百万円減少しております。

9. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、減損処理を行っております。

当連結会計年度において、その他有価証券について減損処理は行っておりません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合としております。ただし、生命保険子会社が保有する有価証券のうち、国債等については、時価の下落が発行体の信用リスクの増大に起因する場合を除き、時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合としております。

### (金銭の信託の時価に関する注記)

1. 運用目的の金銭の信託  
該当事項はありません。
2. 満期保有目的及び責任準備金対応の金銭の信託  
該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外）(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	36,704	37,157	△453	90	△544

- (注) 1. 本表には合同運用の金銭の信託40百万円を含んでおります。  
2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

### (デリバティブ取引に関する注記)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
- (1) 金利関連取引 (単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	746,859	677,926	△33,717	△33,717
	受取変動・支払固定	727,455	691,068	39,834	39,834
店頭	受取変動・支払変動	23,000	21,000	△185	△185
	金利スワップション				
	売建	479,250	479,250	△5,236	△3,205
	買建	133,900	133,900	1,021	223
	合計	—	—	1,716	2,949

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
2. 時価の算定  
割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
	通貨スワップ 為替予約	305,533	305,533	△1,951	△1,951
	売建	377,295	—	834	834
	買建	102,075	—	365	365
	外国為替証拠金				
	売建	24,532	—	5,047	5,047
店頭	買建	25,130	—	△2,219	△2,219
	通貨オプション				
	売建	520	—	△4	0
	買建	523	—	4	1
	通貨先渡				
	売建	37	—	—	—
	買建	11,330	—	335	335
	合計	—	—	2,411	2,413

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
2. 時価の算定  
    取引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (3) 株式関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
金融商品 取引所	株価指数先物 売建	106,024	—	3,805	3,805
店頭	トータル・リターン・ スワップ 売建	130,039	—	4,734	4,734
	合計	—	—	8,539	8,539

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
2. 時価の算定  
    取引所取引においては、取引所における連結会計年度末の最終価格によっております。  
    店頭取引においては、連結会計年度末の株価等により算定しております。

## (4) 債券関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
金融商品 取引所	債券先物 売建	78,937	—	1,681	1,681
	合計	—	—	1,681	1,681

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
2. 時価の算定  
    取引所取引においては、取引所における連結会計年度末の最終価格によっております。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### (1) 金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ				
	受取固定・ 支払変動	貸出金	36,000	6,000	△259
	受取変動・ 支払固定	貸出金	37,102	10,544	421
ヘッジ対象に係る 損益を認識する方法	金利スワップ				
	受取変動・ 支払固定	その他有価証券（債券）	697,747	646,662	32,066
金利スワップの 特例処理	金利スワップ				
	受取変動・ 支払固定	満期保有目的の債券	5,157	5,157	—
合計			—	—	32,228

(注) 1. 業種別委員会実務指針第24号に基づく繰延ヘッジによるものとヘッジ対象に係る損益を認識する方法によるものがあります。

#### 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品に関する注記)」の当該ヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

### (2) 債券関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
ヘッジ対象に係る 損益を認識する方法	債券先物				
	売建	その他有価証券（債券）	137,777	—	4,250
合計			—	—	4,250

(注) 1. ヘッジ対象に係る損益を認識する方法によっております。

#### 2. 時価の算定

取引所における連結会計年度末の最終価格によっております。

## (賃貸等不動産に関する注記)

一部の連結子会社は、東京都その他の地域において、主に賃貸用のオフィスビルを有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は5,869百万円であります。また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
71,564	1,128	72,692	176,242

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価の算定にあたっては、主として外部の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づいております。

## (退職給付に関する注記)

### 1. 採用している退職給付制度の概要

生命保険子会社では、営業社員においては退職一時金制度、内務職員においては確定給付型企业年金制度及び確定拠出年金制度を設けております。当社及び損害保険子会社では、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けております。銀行子会社及び介護事業子会社では、主に退職一時金制度を設けております。なお、当社及び一部の連結子会社は退職給付債務の計算にあたり、簡便法を採用しております。

### 2. 確定給付制度

#### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（(9)に掲げられたものを除く）

退職給付債務の期首残高	52,279百万円
勤務費用	4,443百万円
利息費用	1,013百万円
数理計算上の差異の発生額	△1,424百万円
退職給付の支払額	△5,916百万円
その他	11百万円
退職給付債務の期末残高	50,407百万円

#### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（(9)に掲げられたものを除く）

年金資産の期首残高	24,721百万円
期待運用収益	370百万円
数理計算上の差異の発生額	1,387百万円
事業主からの拠出額	1,531百万円
退職給付の支払額	△1,473百万円
年金資産の期末残高	26,538百万円

#### (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	13,700百万円
年金資産	△26,538百万円
	△12,838百万円
非積立型制度の退職給付債務	37,130百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	24,292百万円
退職給付に係る負債	37,047百万円
退職給付に係る資産	△12,755百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	24,292百万円

#### (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	4,443百万円
利息費用	1,013百万円
期待運用収益	△370百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△397百万円
その他	141百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	4,829百万円

(注) 簡便法を採用している会社の退職給付費用は、「その他」に計上しております。

#### (5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	2,414百万円
合計	2,414百万円

#### (6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	5,586百万円
合計	5,586百万円

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	69 %
株式	28 %
その他	3 %
合計	100 %

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 2.4～3.0%

長期期待運用収益率 1.5%

(9) 簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	313百万円
退職給付費用	112百万円
退職給付の支払額	△28百万円
その他	25百万円
退職給付に係る負債の期末残高	423百万円

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、444百万円であります。

**(資産除去債務に関する注記)**

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

営業用不動産の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務及び投資用不動産の石綿障害予防規則に基づくアスベスト除去費用等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10～50年と見積もり、割引率は0.1～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当連結会計年度における総額の増減

期首残高	2,168百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,028百万円
時の経過による調整額	12百万円
資産除去債務の履行による減少額	△42百万円
期末残高	3,167百万円

## (ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプション等に係る費用計上額及び科目名  
事業費等 199百万円
2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額  
新株予約権戻入益 2百万円
3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況  
(1) スtock・オプションの内容

	当社第1回新株予約権
決議年月日	2024年1月10日
付与対象者の区分及び人数	当社特定役員（事業再編の実施に関する指針（平成二十六年一月十七日号外財務省、経済産業省告示第一号）四へ(1)の意味を有する。） 1名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注1）	普通株式 16,430株
付与日	2024年7月1日
権利確定条件	新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した場合に限り新株予約権を行使することができるものとする。 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の条件については、当社と各新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年7月1日～2034年6月30日（注2）

	当社第2回新株予約権
決議年月日	2025年1月24日
付与対象者の区分及び人数	当社社外取締役 4名 当社執行役 8名 当社従業員 22名 当社子会社業務執行取締役 8名 当社子会社従業員 202名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注1）	普通株式 11,397,491株
付与日	2025年3月14日
権利確定条件	新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した場合に限り新株予約権を行使することができるものとする。 新株予約権者が割当日において当社の社外取締役である場合には、当社の社外取締役を任期満了により退任した日（ただし、当該退任日において再任が予定されている場合を除く）の翌日以降でなければ、新株予約権を行使することができないものとする。 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の条件については、当社と各新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年3月14日～2035年3月13日（注2）

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、当社は2025年8月8日付で普通株式435,100,266株につき7,149,358,214株の割合で株式分割を行っており、上記は当該株式分割を反映した数値を記載しております。
2. ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とします。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	当社第1回新株予約権	当社第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	16,430	11,318,627
付与	—	—
失効	—	195,517
権利確定	16,430	11,123,110
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	16,430	11,123,110
権利行使	—	—
失効	—	78,864
未行使残	16,430	11,044,246

(注) 当社は2025年8月8日付で普通株式435,100,266株につき7,149,358,214株の割合で株式分割を行っており、上記は当該株式分割を反映した数値を記載しております。

② 単価情報

	当社第1回新株予約権	当社第2回新株予約権
権利行使価格	162円	178円
行使時平均株価	—	—
付与日における公正な評価単価	36円	48円

(注) 当社は2025年8月8日付で普通株式435,100,266株につき7,149,358,214株の割合で株式分割を行っており、上記は当該株式分割を反映した数値を記載しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (重要な後発事象)

(連結子会社間の合併)

当社の連結子会社であるソニー・ライフケア株式会社(以下「SLC」)は、2027年4月1日を効力発生日として、当社及びSLCの連結子会社であるライフケアデザイン株式会社を存続会社、同じく当社及びSLCの連結子会社であるプラウドライフ株式会社を消滅会社とする吸収合併を行うことを決議しました。

### 1. 取引の内容

#### (1) 結合当事者企業の名称及びその事業の内容

(存続会社)

名称            ライフケアデザイン株式会社  
事業の内容      有料老人ホームの企画・開発・運営

(消滅会社)

名称            プラウドライフ株式会社  
事業の内容      有料老人ホーム等の管理・運営・企画

#### (2) 企業結合日

2027年4月1日

#### (3) 企業結合の法的形式

ライフケアデザイン株式会社を存続会社、プラウドライフ株式会社を消滅会社とする吸収合併方式

#### (4) その他取引の概要に関する事項

本合併は、経営機能の集約を図ることにより意思決定の迅速化を図るとともに、ブランドの統一を通じた営業力の強化、並びにガバナンス及び内部統制の一元化を目的としております。

### 2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

なお、本合併は当社連結子会社間の合併であるため、当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

## 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	123,207	流 動 負 債	7,780
現 金 及 び 預 金	111,230	未 払 金	149
未 収 入 金	6,774	未 払 費 用	6,930
未 収 収 益	681	賞 与 引 当 金	493
預 け 金	4,463	役 員 賞 与 引 当 金	59
そ の 他	57	そ の 他	148
固 定 資 産	346,275	固 定 負 債	111,065
有 形 固 定 資 産	389	社 債	110,000
建 物	216	退 職 給 付 引 当 金	265
工 具 器 具 備 品	160	債 務 保 証 損 失 引 当 金	710
建 設 仮 勘 定	12	株 式 報 酬 引 当 金	7
無 形 固 定 資 産	1,369	資 産 除 去 債 務	38
特 許 権	0	そ の 他	43
ソ フ ト ウ エ ア	1,169	<b>負 債 の 部 合 計</b>	<b>118,846</b>
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	199	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	0	株 主 資 本	350,255
投 資 そ の 他 の 資 産	344,516	資 本 金	20,029
投 資 有 価 証 券	205	資 本 剰 余 金	135,456
関 係 会 社 株 式	243,538	資 本 準 備 金	5,406
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	100,000	そ の 他 資 本 剰 余 金	130,050
関 係 会 社 長 期 未 収 入 金	83	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>204,670</b>
繰 延 税 金 資 産	460	そ の 他 利 益 剰 余 金	204,670
そ の 他	228	繰 越 利 益 剰 余 金	204,670
		自 己 株 式	△9,900
		株 式 引 受 権	168
		新 株 予 約 権	212
		<b>純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>350,636</b>
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>469,482</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>469,482</b>

## 損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>営 業 収 益</b>	<b>19,224</b>
関係会社受入手数料	4,122
関係会社受取配当金	15,102
<b>営 業 費 用</b>	<b>7,709</b>
販売費及び一般管理費	7,709
<b>営 業 利 益</b>	<b>11,514</b>
<b>営 業 外 収 益</b>	<b>1,736</b>
受取利息	1,055
受取手数料	642
雑収	39
<b>営 業 外 費 用</b>	<b>1,465</b>
社債利息	719
社債発行費	642
自己株式取得費用	104
その他	0
<b>経 常 利 益</b>	<b>11,785</b>
<b>特 別 利 益</b>	<b>1,352</b>
新株予約権戻入益	2
債務保証損失引当金戻入額	1,350
<b>特 別 損 失</b>	<b>153</b>
投資有価証券評価損	145
その他	8
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>	<b>12,983</b>
法人税、住民税及び事業税	2
法人税等調整額	277
<b>法 人 税 等 合 計</b>	<b>279</b>
<b>当 期 純 利 益</b>	<b>12,704</b>

## 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									株式引受権	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計				
		資本準備金	その他資本剰余金	資剰余金	本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			利益剰余金合計			
当 期 首 残 高	20,029	5,406	190,000	195,406	191,965	191,965	-	407,400	-	16	407,417	
当 期 変 動 額												
当 期 純 利 益	-	-	-	-	12,704	12,704	-	12,704	-	-	12,704	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△69,850	△69,850	-	-	△69,850	
自己株式の処分	-	-	92	92	-	-	△92	-	-	-	-	
自己株式の消却	-	-	△60,042	△60,042	-	-	60,042	-	-	-	-	
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	168	196	364	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△59,949	△59,949	12,704	12,704	△9,900	△57,145	168	196	△56,780	
当 期 末 残 高	20,029	5,406	130,050	135,456	204,670	204,670	△9,900	350,255	168	212	350,636	

## 計算書類の個別注記表

### (重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法
  - (2) その他有価証券(市場価格のない株式等)  
移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
定額法を採用しております。  
なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
工具器具備品	2～20年
  - (2) 無形固定資産  
定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 賞与引当金  
従業員の賞与の支給に備えるため、従業員に対する支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
  - (2) 役員賞与引当金  
役員の賞与の支給に備えるため、役員に対する支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
  - (3) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末において発生したと認められる額を計上しております。なお、退職給付引当金は退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計算しております。
  - (4) 債務保証損失引当金  
関係会社の借入金及び当座借越に対する債務保証に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
  - (5) 株式報酬引当金  
当社及び当社グループ会社の従業員への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
  - (1) グループ通算制度の適用  
当社は、ソニーグループ株式会社を通算親法人とするグループ通算制度を適用しておりましたが、2025年10月1日にソニーグループ株式会社の100%子会社ではなくなったため、ソニーグループ株式会社を通算親法人とするグループ通算制度から離脱しております。  
また、当社は、当事業年度に当社を通算親法人とするグループ通算制度の承認申請を行い、翌事業年度より、当社を通算親法人とするグループ通算制度を適用することとなりました。

## (未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)等

### (1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

### (2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響は、現時点で評価中であります。

(後発事象に関する会計基準等)

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)等

### (1) 概要

本会計基準等は、決算日後に発生する後発事象について、監査・保証基準委員会監査基準報告書560実務指針第1号で示されていた「修正後発事象についての基本的な考え方」及び「開示後発事象についての基本的な考え方」を踏襲した上で、その定義及び範囲、修正後発事象と開示後発事象の区分並びにそれぞれの会計処理及び開示の取扱いを定めるものであります。

また、後発事象の評価期間の末日を財務諸表の公表の承認日とすることを原則とするとともに、財務諸表の公表の承認日に関する注記の導入等が要求されております。

### (2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

## (追加情報)

(従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社及び当社グループ会社の一定の要件を満たす管理職(以下「対象従業員」)を対象として、株式付与ESOP信託(以下「ESOP信託」)を活用した株式交付制度を導入しております。

### (1) 取引の概要

本制度は、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ESOP信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を、予め定める株式交付規則に基づき、対象従業員に交付及び給付するものです。なお、当該信託が取得する当社株式の取得資金は各対象会社が全額拠出するため、対象従業員の負担はありません。

### (2) 会計処理

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引」に関する実務上の取扱い(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じております。

### (3) 当信託に残存する自社の株式

当社は、信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の事業年度末の帳簿価額及び株式数は、4,999百万円及び30,978,900株であります。

### (貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	359百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	115,865百万円
長期金銭債権	100,099百万円
短期金銭債務	5,564百万円
3. 保証債務	
借入金及び当座借越に対する債務保証	
プラウドライフ株式会社	2,861百万円

### (損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高	
(1) 営業取引による取引高	
営業収益	19,224百万円
営業費用	1,017百万円
(2) 営業取引以外の取引による取引高	3,082百万円
2. 債務保証損失引当金戻入額は、当社グループ会社であるプラウドライフ株式会社の財政状態等を勘案し、同社の銀行借入及び当座借越に対する債務保証につき、保証債務の履行に伴う損失の発生可能性が低下したため、戻入額を計上したものであります。	

### (株主資本等変動計算書関係)

#### 1. 当事業年度の末日における自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	—	440,911,026	379,000,000	61,911,026

(注) 1. 自己株式(普通株式)の増加は、自己株式の取得440,907,300株、単元未満株式の買取り3,726株によるものであります。

2. 自己株式(普通株式)の減少は、自己株式の消却379,000,000株によるものであります。

3. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項

(1) 当期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数

当期末 30,978,900株

(2) 当期に増加又は減少した自己株式数に含まれる信託が取得又は売却、交付した自社の株式  
該当事項はありません。

(3) 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当金額  
該当事項はありません。

#### 2. 当事業年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数

普通株式	3,520,150 株
------	-------------

## (税効果会計に関する事項)

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	999百万円
賞与引当金	155百万円
退職給付引当金	84百万円
減価償却費	5百万円
株式報酬費用	55百万円
減損損失	11百万円
投資有価証券評価損	45百万円
債務保証損失引当金	223百万円
その他	44百万円
繰延税金資産小計	1,625百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△999百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△155百万円
評価性引当額小計	△1,154百万円
繰延税金資産合計	470百万円
繰延税金負債	
その他	△9百万円
繰延税金負債合計	△9百万円
繰延税金資産の純額	460百万円

### 2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度に当社を通算親法人とするグループ通算制度の承認申請を行い、翌事業年度より、当社を通算親法人とするグループ通算制度を適用することとなりました。法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を当事業年度の年度末から適用しております。

(関連当事者との取引に関する事項)

1. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ソニー 生命保険(株)	東京都 千代田区	70,000	生命保険業	(所有) 直接 100	経営管理契約の 締結、出向者の 受入・転出、 ブランドロイヤリティ、 金銭貸借関係等	経営管理料の 受入※1	3,034	未収入金	1,053
							出向者給与の 支払※2	523	未払費用	33
							出向者給与の 受入※3	53	未収入金	2
							ブランドロイヤリ ティ※4	-	未払費用	5,300
							社債発行費の 受取	642	-	-
							資金の貸付 ※5	100,000	関係会社長 期貸付金	100,000
	利息の受取等 ※5	681	未収収益	681						
	施設利用料等 の支払※6	30	その他の流 動資産	1						
	-	-	投資その他 の資産	15						
	ソニー 損害保険(株)	東京都 大田区	20,000	損害保険業	(所有) 直接 100	経営管理契約の 締結、出向者の 受入・転出、 従業員の兼任、 ブランドロイヤリティ等	経営管理料の 受入※1	457	未収入金	158
出向者給与の 支払※2							93	未払費用	6	
出向者給与の 受入※3							7	未収入金	0	
ソニー 銀行(株)	東京都 千代田区	38,500	銀行業	(所有) 直接 100	経営管理契約の 締結、出向者の 受入・転出、 従業員の兼任、 ブランドロイヤリティ等	ブランドロイヤリ ティ※4	369	未収入金	204	
						経営管理料の 受入※1	623	未収入金	216	
						出向者給与の 支払※2	200	未払費用	15	
						出向者給与の 受入※3	25	未収入金	0	
ブランドロイヤリ ティ※4	463	未収入金	247							
利息の受取等	373	-	-							
ソニー・ ライフケア (株)	神奈川県 川崎市	10	介護事業を 行う会社の 経営管理	(所有) 直接 100	経営管理契約の 締結、出向者の 転出、従業員の兼任、 ブランドロイヤリティ等	経営管理料の 受入※1	2	未収入金	1	
						出向者給与の 受入※3	31	未収入金	1	
ライフケア デザイン(株)	神奈川県 川崎市	100	有料老人ホ ームの企 画・開発・ 運営	(所有) 間接 100	従業員の兼任、 ブランドロイヤリティ等	ブランドロイヤリ ティ※4	7	未収入金	4	
プラウドライ フ(株)	神奈川県 川崎市	33	有料老人ホ ーム等の管 理・運営・ 企画	(所有) 間接 100	債務保証、 従業員の兼任、 ブランドロイヤリティ等	保証料の受取 ※7	34	未収入金	22	
						債務保証※7	3,571	-	-	
ブランドロイヤリ ティ※4	13	未収入金	7							

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ソニー フィナンシャル バンチャーズ(株)	東京都 千代田区	10	ベンチャー キャピタル 事業	(所有) 直接 100	経営管理契約の 締結、出向者の 受入・転出、 役員の兼任等	経営管理料の 受入※1	2	未収入金	1
							出向者給与の 支払※2	2	未払費用	0
							出向者給与の 受入※3	91	未収入金	6
							施設利用料等 の受取※8	35	未収入金	3
子会社	ソニー 少額短期保険(株)	東京都 千代田区	295	少額短期保 険業	(所有) 直接 100	出向者の転出	出向者給与の 受入※3	38	未収入金	3
							増資の引受 ※9	499	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ※1 経営管理契約に基づき決定しております。
- ※2 出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。
- ※3 出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け入れております。
- ※4 当社及び当社グループ各社が用いる「ソニー」及び「Sony」を使用した商号及び商標はソニーグループ株式会社に帰属しており、かかる商標等の使用に関し、当社はソニーグループ株式会社との間で、商号・商標使用許諾契約を締結し、当社は当社グループ会社との間で、商号・商標の使用に関する契約を締結しております。当該契約に基づき、当社グループ各社の対象売上高等に応じてブランドロイヤリティが算定されており、期末において未決済となっている金額については未収入金又は未払費用として計上しております。
- ※5 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期限一括返済方式等によるものであります。なお、担保は受け入れておりません。また、本貸付は全て劣後特約付貸付であります。
- ※6 施設利用料等の支払については、同社における一括負担分のうち、当社使用分の実費相当額となっております。
- ※7 金融機関からの借入金及び当座借越に対し、債務保証を行っております。保証料の受取は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- ※8 施設利用料等の受取については、当社における一括負担分のうち、当社使用分の実費相当額となっております。
- ※9 当社がソニー少額短期保険(株)の行った株主割り当てを1株につき60円で引き受けたものであります。

## 2. その他の関係会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
その他の 関係 会社	ソニー グループ(株)	東京都港区	881,356	子会社の 経営管理	(被所有) 直接 17.4	出向者の受入、 ブランドロイヤリティ等	出向者給与の 支払※1	353	未払費用	24
							出向者給与の 受入※2	13	未収入金	-
							ブランドロイヤリティ ※3	855	未収入金	4,837
							業務委託費用 等の支払※4	104	未払費用	51

(注) 1. ソニーグループ(株)は、当社株式の全てを保有する当社の親会社でしたが、当社のパーシャル・スピノフの実行により、2025年10月1日付で親会社に該当しないこととなり、その他の関係会社に該当することとなりました。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ※1 出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。
- ※2 出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け入れております。
- ※3 当社及び当社グループ各社が用いる「ソニー」及び「Sony」を使用した商号及び商標はソニーグループ株式会社に帰属しており、かかる商標等の使用に関し、当社はソニーグループ株式会社との間で、商号・商標使用許諾契約を締結しております。当該契約に基づき、当社グループ各社の対象売上高等に応じてブランドロイヤリティが算定されており、期末において未決済となっている金額については未収入金として計上しております。
- ※4 市場価格や一般の取引条件を参考として決定しております。

### (1株当たり情報に関する事項)

1. 1株当たり純資産額 52円21銭
2. 1株当たり当期純利益 1円82銭

(注) 1. 当社は2025年8月8日付で普通株式435,100,266株につき7,149,358,214株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 株式付与ESOP信託が保有する当社株式(当期末30,978,900株、期中平均株式数2,631,084株)は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

ソニーフィナンシャルグループ株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林 尚明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原田 優子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石橋 武昭

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ソニーフィナンシャルグループ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソニーフィナンシャルグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

ソニーフィナンシャルグループ株式会社  
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林 尚明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原田 優子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石橋 武昭

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソニーフィナンシャルグループ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査報告書

当監査委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第22期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門を活用しつつ、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、会社の内部統制部門と連携を図り、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び執行役等並びにPwC Japan有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及びその理由については、当社における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の遂行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されているソニーグループ株式会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- ⑤ソニー生命保険株式会社が公表した不適切事案については、現在調査中のものも含め、調査の状況及び再発防止策の策定状況等を注視していきます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年6月1日

ソニーフィナンシャルグループ株式会社 監査委員会

監査委員（議長） 早瀬 保行

監査委員 丹生谷 美穂

監査委員 梶山 園子

(注) 監査委員早瀬保行、丹生谷美穂及び梶山園子は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。